明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（九）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律**（法律第九号）（総務省）

1　最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定することとした。（第四条、第五条～第七条、第八条の二、第九条、第一三条及び第一七条関係）

2　最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定することとした。（第四条～第七条、第九条、第一三条及び第一七条関係）

3　この法律は、公布の日から施行することとした。

法　律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数	投票日	五百人未満	五百人以上千人未満	千人以上二千人未満	二千人以上三千人未満	三千人以上五千人未満	五千人以上一万人未満	一万人以上一万五千人未満	一万五千人以上二万人未満	二万人以上
区		平日	一三三、九二七円	一四五、二六二	一九三、四二二	二一二、九七二	二三二、九二二	二六一、七〇四	三〇四、〇四一	三四一、六七五	三六五、一四五
		休日	二二三、〇一一円	二五六、六一七	三二七、〇四八	三四六、五九八	三六六、五四八	四一七、六〇一	五二六、七五一	五八六、六五六	六五四、六六八
市		平日	一〇八、四二七円	一二一、五〇九	一八〇、六七二	一八七、四七二	二〇五、六七五	二五六、四六三	二九八、八〇〇	三三四、六八七	三五八、一五七
		休日	一九七、五一一円	二一〇、五九三	三一四、二九八	三二一、〇九八	三六一、五七二	四七九、一七三	五八八、三二三	六六八、七五二	七三六、七六四
町村		平日	一〇八、四二七円	一二〇、一六二	一五九、七七五	一七八、三〇九	一九七、八五九	二四九、三一二	二八五、五三一	三二〇、七三六	三四四、二〇五
		休日	一九七、五一一円	二三一、五一七	三一五、六七二	三五六、四七七	三七六、〇二七	四九四、二九三	五七五、〇五四	六七七、〇七二	七四五、〇八三

第四条第二項の表を次のように改める。

区市町村	投票区の選挙人の数	投票日	五百人未満	五百人以上千人未満
区		平日	四八、七六〇円	五九、七六九
		休日	一三七、八五〇円	一七一、一二四
市		平日	四八、七六〇円	五九、七六九
		休日	一三七、八五〇円	一七一、一二四
町村		平日	四八、七六〇円	五九、七六九
		休日	一三七、八五〇円	一七一、一二四